「自賠責保険支払基準」改定の推移

※平成 14 年 4 月改定までは「自賠責保険損害査定要綱」

費目 ＼ 改定年月			昭和 31 年 6 月	39 年 2 月	41 年 7 月	42 年 8 月	44 年 11 月	48 年 11 月	48 年 12 月	50 年 2 月	52 年 4 月	54 年 2 月	56 年 5 月
看護料（看護士、家政婦等以外の場合）	入院							1 日につき 1,300 円	⇒	2,000 円	2,400 円	2,800 円	3,000 円
	通院・自宅看護											1,400 円	1,500 円
諸雑費								入院 1 日につき 90 日まで：300 円 90 日以上：200 円	⇒	400 円	500 円	⇒	600 円
休業損害	定額		認定日数 1 日 につき 200 円	500 円	700 円	⇒	⇒	1,700 円	⇒	2,100 円	2,500 円	3,000 円	3,400 円
	上限額						（45 年 10 月実施） 3,000 円	5,000 円	⇒	7,000 円	9,000 円	10,000 円	11,000 円
慰謝料等	傷害			認定日数 1 日 につき 700 円	1,000 円	⇒	⇒	1,500 円	⇒	2,300 円	⇒	2,800 円	3,200 円
	後遺障害						障害の程度に応じ 8 万円～200 万円	⇒	障害の程度に応じ 15 万円～400 万円	障害の程度に応じ 23 万円～600 万円	⇒	障害の程度に応じ 27 万円～700 万円 (注) 3 （627 万円～800 万円）	障害の程度に応じ 30 万円～800 万円 (注) 3 （706 万円～900 万円）
	死亡	本人					50 万円	⇒	100 万円	150 万円	⇒	200 万円	250 万円
		遺族			1 名：100 万円 2 名：150 万円 3 名以上： 200 万円	⇒	⇒	⇒	1 名：200 万円 2 名：250 万円 3 名以上： 300 万円	1 名：250 万円 2 名：350 万円 3 名以上： 450 万円	⇒	1 名：(注) 4 300 万円（400 万円） 2 名： 400 万円（500 万円） 3 名以上： 500 万円（600 万円）	1 名：(注) 4 350 万円（450 万円） 2 名： 450 万円（550 万円） 3 名以上： 550 万円（650 万円）
葬儀費						15 万円	⇒	20 万円	⇒	25 万円	30 万円	35 万円	40 万円
生活費控除					10,400 円／月 （または 収入額×1/2）	12,600 円／月 （または 収入額×1/2）	15,700 円／月 （または 収入額×1/2）	35%または 50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
減額	重過失			20%	⇒	20% (注) 2 30%	20% (注) 2 30% 50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	因果関係の有無の判断が困難な場合							50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	親族間事故（慰謝料）							50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

（注）1. ⇒は、左記と同様であることを示す。
2. いずれも「傷害」および「死亡に至るまでの傷害」については、20%減額のみである。
3. （ ）内は、後遺障害 1 級～3 級該当者で被扶養者ありの場合である。
4. （ ）内は、被扶養者ありの場合である。

費目 ＼ 改定年月			昭和58年6月	61年8月	平成元年7月	4年8月	6年6月	9年5月	9年10月	12年1月 (注)5	14年4月	22年4月 (注)8
看護料（看護士、家政婦等以外の場合）	入院		3,200円	3,300円	3,600円	3,700円	4,000円	⇒	⇒	⇒	4,100円	⇒
	通院・自宅看護		1,600円	1,650円	1,800円	1,850円	2,000円	⇒	⇒	⇒	2,050円	⇒
諸雑費			⇒	700円	⇒	800円	1,000円	1,100円	⇒	⇒	⇒	⇒
休業損害	定額		3,700円	4,000円	4,300円	4,900円	5,200円	5,500円	⇒	⇒	5,700円	⇒
	上限額		13,000円	⇒	16,000円	18,000円	⇒	⇒	19,000円	⇒	⇒	⇒
慰謝料等	傷害		3,400円	3,600円	3,700円	4,000円	4,100円	⇒	⇒	⇒	4,200円	⇒
	後遺障害		障害の程度に応じ 32万円～850万円 (745万円～950万円) (注)3	障害の程度に応じ 32万円～900万円 (811万円～1,050万円) (注)3	障害の程度に応じ 32万円～950万円 (844万円～1,100万円) (注)3	障害の程度に応じ 32万円～1,050万円 (909万円～1,200万円) (注)3	障害の程度に応じ 32万円～1,050万円 (941万円～1,250万円) (注)3	⇒	⇒	⇒	障害の程度に応じ ① 1,163万円[第2級]～1,600万円[第1級] (注)6 (1,333万円[第2級]～1,800万円[第1級]) (注)3 なお、初期費用等として205万円[第2級]、500万円[第1級]が加算される。 ② 32万円[第14級]～1,100万円[第1級] (注)7 (973万円[第3級]～1,300万円[第1級]) (注)3	⇒
	死亡	本人	⇒	⇒	300万円	350万円	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		遺族	1名：400万円(500万円) (注)4 2名：500万円(600万円) 3名以上：600万円(700万円)	1名：450万円(600万円) (注)4 2名：550万円(700万円) 3名以上：650万円(800万円)	⇒	1名：500万円(650万円) (注)4 2名：600万円(750万円) 3名以上：700万円(850万円)	1名：500万円(700万円) (注)4 2名：600万円(800万円) 3名以上：700万円(900万円)	⇒	⇒	⇒	1名：550万円(750万円) (注)4 2名：650万円(850万円) 3名以上：750万円(950万円)	⇒
葬儀費			45万円	50万円	⇒	55万円	⇒	60万円	⇒	⇒	⇒	⇒
生活費控除			⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
減額	重過失		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	因果関係の有無の判断が困難な場合		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	親族間事故(慰謝料)		⇒	⇒	⇒	廃止						

(注) 5. 逸失利益の算出方法が改定された（全年齢平均給与額やライプニッツ係数を用いて算出）。

6. 神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害の場合である。

7. 前記（注）6. 以外の後遺障害の場合である。

8. 逸失利益の算出に用いる就労可能年数・平均余命が改定された。

費目 ＼ 改定年月			令和２年４月
看護料（看護士、家政婦等以外の場合）	入　院		4,200 円
	通院・自宅看護		2,100 円
諸　雑　費			⇒
休業損害	定　額		6,100 円
	上限額		⇒
慰謝料等	傷　害		4,300 円
	後遺障害		障害の程度に応じ ① 1,203 万円［第２級］～1,650 万円［第１級］(注)6 （1,373 万円［第２級］～1,850 万円［第１級］）(注)3 なお、初期費用等として 205 万円［第２級］、500 万円［第１級］が加算される。 ② 32 万円［第 14 級］～1,150 万円［第１級］(注)7 （1,005 万円［第３級］～1,350 万円［第１級］）(注)3
	死亡	本人	400 万円
		遺族	⇒
葬　儀　費			100 万円
生活費控除			⇒
減　額	重過失		⇒
	因果関係の有無の判断が困難な場合		⇒
	親族間事故（慰謝料）		